

令和4年度

東京都板橋区健全化判断比率審査意見書

東京都板橋区監査委員

## 令和4年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第2項の規定により、令和4年度決算に基づく東京都板橋区健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和5年8月30日

板橋区監査委員	吉	田	伸	江
同	有	馬		潤
同	田	中	い	さ
同	山	田	た	か
			か	ゆ
			き	

# 目 次

	ページ
第1 審査の対象 .....	1
第2 審査の期間 .....	1
第3 審査の方法 .....	1
第4 審査の結果 .....	1
第5 総 括 .....	2
1 健全化判断比率 .....	2
(1) 実質赤字比率 .....	2
(2) 連結実質赤字比率 .....	2
(3) 実質公債費比率 .....	2
(4) 将来負担比率 .....	2
2 意 見 .....	2
参 考 .....	3

## 第1 審査の対象

- 1 令和4年度東京都板橋区健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 令和4年度東京都板橋区健全化判断比率算定様式

## 第2 審査の期間

令和5年8月15日から令和5年8月30日まで

## 第3 審査の方法

- 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された上記の健全化判断比率の計算が正確であるか、算定の基礎となる健全化判断比率算定様式に記載された計数等に誤りがないかを主眼に審査を実施した。
- 2 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式の各数値の検証にあたっては、関係部課からの聴取をするとともに、その基となる関係資料の提出を求め、照合審査した。

## 第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率及び健全化判断比率算定様式に記載した数値は、各会計歳入歳出決算書等決算数値、諸資料、諸帳簿と照合審査した結果、適切な算定数値が用いられ、その算出過程は正確であり、誤りのないものと認められた。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の各比率は、法に照らし、いずれも適正なものと認められた。

## 第5 総 括

### 1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	板 橋 区		早期健全化 基 準	財政再生 基 準
	比 率	(算出比率)		
実質赤字比率	—	(△7.33)	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	(△8.86)	16.25	30.00
実質公債費比率	△4.1	(△4.1)	25.0	35.0
将来負担比率	—	(△94.5)	350.0	

※1 比率の「—」は、当該比率が生じていないことを示している。

※2 (算出比率)は、既定の数式により算出した参考数値である。

#### (1) 実質赤字比率

令和4年度の一般会計等の実質収支は黒字であり、法に定める実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は11.25%である。

#### (2) 連結実質赤字比率

令和4年度の一般会計等と特別会計を合計した実質収支は黒字であり、法に定める連結実質赤字比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は16.25%である。

#### (3) 実質公債費比率

令和4年度の実質公債費比率は△4.1%となっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

#### (4) 将来負担比率

令和4年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回り、法に定める将来負担比率は生じていない。

なお、早期健全化基準は350.0%である。

## 2 意 見

令和4年度における東京都板橋区健全化判断比率の各指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、法に照らし、適正なものと認められる。

今後も、行財政改革を遂行し、健全な財政基盤を確立することを望む。

## 参 考

### 1 実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

一般会計等とは、一般会計及び公営事業会計に属する特別会計以外の特別会計を指し、板橋区では一般会計及び東武東上線連続立体化事業特別会計が対象となる。

(単位：千円)	
一般会計等の実質赤字額	△10,180,901
※ 標準財政規模	138,855,157
$\frac{\triangle 10,180,901}{138,855,157} \times 100 = \text{実質赤字比率 } \triangle 7.33\%$	
⇒ 「－」で表示	

※ 標準財政規模とは、自治体が標準的な状態のとき、通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すものである。標準財政規模の数値は、臨時財政対策債発行可能額を加えている（4年度は0円）。

### 2 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をいう。

板橋区では一般会計等に加えて国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計が対象となる。

(単位：千円)	
連結実質赤字額	△12,307,780
標準財政規模	138,855,157
$\frac{\triangle 12,307,780}{138,855,157} \times 100 = \text{連結実質赤字比率 } \triangle 8.86\%$	
⇒ 「－」で表示	

### 3 実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率をいい、過去3か年の平均で算出する。

令和2年度	△4.67953%	
令和3年度	△4.08065%	⇒ 令和2～4年度の3か年平均 △4.1%
令和4年度	△3.55872%	

※ 準元利償還金とは、板橋区では、満期一括償還債の1年あたりの元利償還金相当額、一部事務組合の地方債の償還財源に充てるための負担金及び債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものが対象となる。

## 令和2年度

					(単位：千円)
(地方債の 元利償還金)	(準元利 償還金)	(特定財源)	(元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額)	(実質公債費比率)	
2,734,341	+	435,626	-	0	-
					8,842,425
					× 100 = △4.67953%
(標準財政規模)	(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)				
130,061,004	-				8,842,425

## 令和3年度

					(単位：千円)
(地方債の 元利償還金)	(準元利 償還金)	(特定財源)	(元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額)	(実質公債費比率)	
2,736,264	+	769,882	-	0	-
					8,564,231
					× 100 = △4.08065%
(標準財政規模)	(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)				
132,517,104	-				8,564,231

## 令和4年度

					(単位：千円)
(地方債の 元利償還金)	(準元利 償還金)	(特定財源)	(元利償還金・ 準元利償還金 に係る基準財政 需要額算入額)	(実質公債費比率)	
2,567,801	+	655,348	-	0	-
					7,884,045
					× 100 = △3.55872%
(標準財政規模)	(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)				
138,855,157	-				7,884,045

## 4 将来負担比率

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をいう。

					(単位：千円)
(将来負担額)	(充 当 可 能 基 金 額)	(特定財源 見込額)	(地方債現在高 に係る基準財政 需要額算入見込額)	(将来負担比率)	
64,664,156	-	(114,022,882 + 3,793,319 + 70,678,891)			
					× 100 = △94.5
(標準財政規模)	(元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額)				⇒ 「 - 」 で表示
138,855,157	-				7,884,045